(5し よちえ

台東区消費者 ニュース

第143号 2014年1月発行

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

ファンドの勧誘を受けたこと、ありませんか?

高齢者に「預貯金のようなものですが、興味ありませんか」「発展途上国への援助に興味ありませんか」など、元本保証を謳いながら、「実体不明なファンド投資」を勧める電話があります。巧みに勧誘され、預貯金をおろして投資したが実際は詐欺的な投資だったという相談が増えています。

ファンドとは

運用者が、複数の人から資金を集め、その資金を運用します。収益を上げた場合、出資者に配当、財産の配分を行うものです。資金を集める会社がどのような事業者なのか、何に投資するのかなど、個々のファンドで違います。

このような電話は、ひとり暮らしの高齢者だけではなく、家族が不在の日中に、 ひとりですごしている高齢者もターゲットにしています。

また、「被害回復しませんか」という勧誘を受け二次被害にあったという事例もあります。

名義を貸してくれるなら、代金 は当社が支払います。



青い色の封筒(投資案内)が 届いていませんか?

明日、説明にうかがいます。

こんな電話は詐欺かも・・・

【相談事例1】

先日、A社から青い封筒が届いた。その後、突然 B 社から電話があり「青い封筒は届いていませんか。A 社のファンドはとても良い商品なので、ぜひ買い取らせて」と勧誘があった。翌日 C 社からも同じような電話をもらい、そんなに良い商品なのかと B 社を自宅に呼んだ。訪問してきた社員からの「元本保証」という説明を信じて 6 O O 万円を 3 回にわたり、自宅で社員に手渡した。後日、契約書面を読むと、元本割れする事などのリスク説明がたくさん書かれている。話が違うので、B 社に問合せると「法令上、リスク説明をすることになっている。しかし、実際は元本保証なので、心配ない」という。その後、B 社は行政指導されたことを知った。返金してほしいので、A 社・B 社にも電話したが繋がらない。何とかならないか。

B社から電話があったあと、次々と同じような勧誘があったのよ。

A社のファンドにするという と「いいチャンスですね」とか

「あなたはついてる」「うらやましい」などと、すごいファンドを購入する機会に恵まれたと感じたわ。行政指導があったと聞いて、はじめて、不安になったわ。

お話しされている内容ですと、劇場型勧誘と言う典型的な詐欺的な投資勧誘です。あたかも、B社やC社がA社のファンドを配当確実なもののように電話をしてきます。A社、B社、C社は関連していると考えられます。

収益が確実だと思わせる

セールストークで、

老後の資金をねらった投資 の取引を勧誘します。



【 アドバイス 】

- **ハイリスクな投資には、十分注意しましょう**
- うまい話だなと思ったら、一人で決断しないで家族や知人に話しましょう
- 「むやみに家に入れない」「きっぱり断る」「現金を支払わない」「宅配便で事業者に現金を送らない」「契約書をよく読む」を徹底しましょう

【相談事例2】

2年前、訪問してきた販売員に「ロンドンのCO2排出権取引に投資すれば、投資額の 2倍~3倍の利益が得られますよ」と言われ、1200万円預けた。契約する時には、元 本割れなどのリスク説明もしてくれたが、「そうはいっても必ず儲かりますから」というの で大丈夫だと思った。配当は最初の数回のみだったので、販売会社に連絡すると電話が使 われていなかった。更に事務所の住所を訪ねると誰も部屋を使っていなかった。なんとか、 お金を返してほしいと思っていたところ、「被害回復してあげる」と電話があり、そのため の費用として、50万円が必要と言われた。私が契約した販売会社から、支払ったお金を 取り戻したことがあるという。信用して大丈夫だろうか?



環境に関する重要な取引で、社会貢献できる投資だと説明を受けた。外国の要人も関係していて信用できると思った。

事務所が閉鎖されているので、どのように対処すればいいのかわからない。被害回復の話は、よく聞くと調査会社のようで、取り戻した実績があるという。信頼できるならば、依頼してみようと思うが、信用できるか聞きたい。

海外の取引は、取引実態を調べるのが困難です (実体のない詐欺の場合もあります)。投資 に関する契約書やパンフレットの内容などをよく確認しましょう。

被害回復を謳った調査会社などから連絡があり、依頼したが費用がかかるだけで被害回復できなかったという相談もあります。

また、契約者リストが第三者に漏れていて被害 者弁護団を名乗って連絡してくる場合があり ます。

二次被害に遭わないよう、 注意してください。



\sim 888888 \sim

契約内容によっては、クーリング・オフできるものもあります

- ご相談いただくときは、以下のものをご用意ください
 - 契約書やパンフレットなど、商品の内容が書かれたもの
 - 契約時の勧誘説明についてのメモや録音など